改正後	改正前
みなし小売電気事業者が当該事業年度の開始の日以後二月以内に定めた当該事業年度における水力発受電電力量の予定値に相当する量とする。ただし、その予定値を変更したときは、その変更後の予定値に相当する量とする。	みなし小売電気事業者が当該事業年度の開始の日以後二月以内に定めた当該事業年度における水力発受電電力量の予定値に相当する量とする。ただし、その予定値を変更したときは、その変更後の予定値に相当する量とする。
２・３　［略］	２・３　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	備考　表中の［　］は注記である。

（電気事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年経済産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （算定規則の一部改正に伴う特定小売供給約款で設定する料金の算定に関する経過措置） **第九条**　第六条の規定による改正後の算定規則（以下この条において「新算定規則」という。）第二十三条及び第四十条の二の規定は、改正法附則第十八条第一項又は同附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下この条において「旧法」という。）第十九条第三項の規定により改正法附則第十八条第三項の規定により同条第一項の認可を受けたものとみなされた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定する料金を変更しようとするみなし小売電気事業者（算定規則第十九条第二号（同令第三十九条第一項及び第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により送配電関連費を算定したみなし小売電気事業者を除く。）が、送配電関連費に相当する費用の変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、新算定規則第二十三条（同令第四十条の二の規定により準用する場合を含む。）中「第十九条第二号の規定により算定された送配電関連費」とあるのは「送配電関連費に相当する費用」と読み替えるものとする。 備考　表中の［　］は注記である。	**附　則** （算定規則の一部改正に伴う特定小売供給約款で設定する料金の算定に関する経過措置） **第九条**　第六条の規定による改正後の算定規則（以下この条において「新算定規則」という。）第二十三条及び第四十条の二の規定は、改正法附則第十八条第一項又は同附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第一条の規定による改正前の電気事業法（以下この条において「旧法」という。）第十九条第三項の規定により改正法附則第十八条第三項の規定により同条第一項の認可を受けたものとみなされた特定小売供給約款（旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの）で設定する料金を変更しようとするみなし小売電気事業者（算定規則第十九条第二号（同令第三十九条第一項及び第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定により送配電関連費を算定したみなし小売電気事業者を除く。）が、送配電関連費に相当する費用の変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、新算定規則第二十三条（同令第四十条の二の規定により準用する場合を含む。）中「第十九条第二号の規定により算定された送配電関連費」とあるのは「送配電関連費に相当する費用」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に生じた第一条の規定による改正前の電気事業法施行規則第百三十二条の五第九号に規定する収益が卸電力取引所の業務規程で定めるところにより広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）に対して納付されたときは、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十九号）第一条の規定による改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十九条の八の規定により推進機関に対して納付されたものとみなす。

第三条　この省令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の電気事業法施行規則第百三十二条の十一第二項の収入の額は、同項各号に掲げる額に、毎事業年度末までに行われた翌日市場における地域間の売買取引のうち会社間連系線の利用に係る計画であって推進機関が卸電力取引所に通知するものに係る電力の売買取引（以下この条において「経過措置対象売買取引」という。）において卸電力取引所が取引参加者から支払を受ける額及びこれに関する事務費を加えて得た額とし、同条第三項の費用の額は、同項各号に掲げる額に、経過措置対象売買取引において卸電力取引所が取引参加者に支払う額及びこれに関する事務費を加えて得た額とする。